

金國の正旦・聖節の儀禮と外國使節

古 松 崇 志

はじめに

十二世紀前半、契丹の東北邊境に位置する松花江流域において、アルチユカ按出虎水ワンヤン完顔部と呼ばれるジュルチン女真族の部族集團が中核となつて大金國を樹立した。金國は東北アジアの女眞・非女眞集團を廣く統合して勢力を擴大し、建國から十年程度で契丹と北宋の二大國を滅ぼすに至つた。その後、金國は軍事力を背景に西夏・高麗・南宋といった周邊國を臣従させ、契丹にとつてかわつて、ユーラシア東方における事實上の盟主となつた。注目すべきは、金國がこれら三國と盟約を締結して通好關係を樹立したことである。盟約の締結じたいは、十一世紀初頭の契丹・北宋間の澶淵の盟に由來するが、この兩國が對等な關係であつたのにたいし、金と三國の間の關係はいずれも君臣關係であり、明確な上下關係にあつた點に大きな違いがある。いずれにせよ、澶淵の盟以後、十三世紀のモンゴル統合以前に至るまでのユーラシア東方は、盟約の時代と呼ぶべき時代であり、澶淵の盟をひとつの柱とした十一世紀の多國體制が、十二世紀にも形を變えて存続したのである。⁽¹⁾金國を中心とする國際關係については、近年日中兩國で急速に研究が進展してきているが、依然として研究の手薄な分

野であり、検討すべき問題は多く残されている⁽²⁾。本稿では、金國が正旦と聖節（皇帝の生日）に舉行した儀禮制度をとりあげ、金國皇帝が外國使節と對面する儀禮である入見儀および朝辭儀と、正旦・聖節に舉行する朝賀儀禮（稱賀儀）の各種儀禮制度について検討する。

具體的には、第一に、阿骨打（太祖）の建國以來の時系列に沿って正旦・聖節儀禮の沿革を整理する。とりわけ太宗・熙宗朝における對外關係の展開および儀禮がおこなわれる空間（帳幕や宮殿）の變遷に着目して検討をくわえていく。第二に、世宗（烏祿）の大定年間に中都で舉行された儀禮については、『大金集禮』や『金史』などの典籍文獻に、儀禮制度の詳細な規定が記されているほか、南宋の使節が残した各種典籍文獻の記述が比較的豊富に残っている。本稿ではこれらの文獻史料を利用して、儀禮の詳細を復元し、各種儀禮のもつ意味と特徴を検討していく。こうした儀禮の研究を通じて、金國の版圖擴大にもなう周邊諸國との外交關係の構築が金國の王權の變容過程といかにかかわるかを検討するとともに、十二世紀ユーラシア東方における金國の覇權の特質を明らかにしていきたい。

一 御寨・上京における儀禮

(一) 金國草創期の儀禮

天慶四年（一一一四）、阿骨打率いる女眞集團は、契丹に對して擧兵し、翌年正月には阿骨打が皇帝に即位して大金國を建國する。金國は南方の契丹國東部地區へ侵攻し、天輔元年（一一一七）には遼東・遼西一帯を平定し、もともと契丹の支配下にあった女眞人（熟女眞）・渤海人勢力をほぼ統一した。阿骨打以下の金國の女眞支配者層は、かつて契丹政府に任官していた遼東の渤海人や漢人をつうじて契丹と周邊諸國のあいだの外交關係の規範とその意味を學んでいった。翌天輔二年には、契丹が金に對して講和を提起し、兩國は和平交渉を開始する。阿骨打は自らを皇帝に冊封することを契丹に求

めたが、そのいっぽうで軍事力の優勢を背景にして強硬な態度をとり、十項目から成る要求を提示する。³ そのなかには「以弟兄通問」と「生辰正旦遣使」の二つが含まれており、明らかに金が契丹・宋間に準ずる関係を契丹との間に求めていたことが分かる。⁴ 當時の阿骨打とその側近から成る金國中樞の女眞支配者層はまだ質朴であったが、すでに周邊諸國との外交関係の意味を理解しはじめていた。とくに外交文書について言えば、和平交渉の過程で契丹の使者に宋・西夏・高麗とのあいだで往還した文書（國書・詔・表・牒）を提出させており、それによって、書式を含めた漢語外交文書の含意するところを明確に理解するようになった。⁵

阿骨打が建國してから第三代皇帝の熙宗が上京城を建設するまでは、金國の中樞據點は、漢語で「御寨」あるいは「皇帝寨」、女眞語で「冒離納鉢」と呼ばれた。⁶ その具體的な位置は、のちの上京と重なる場所にあったと考えられる。⁷ 同盟の締結に至る交渉過程で、宣和二年（天輔四年、一一二〇）、宋朝は使者として馬政を金國朝廷へと派遣したが、このとき隨行したその子馬擴が、自ら目睹した御寨および金國君臣の様子を克明に記録している。それによれば、當時の御寨に宮殿建築はなく、翌年の元日に宋使馬政が阿骨打に拜謁したさいには、帳幕のなかに炕（オンドル）を設け、阿骨打と「大夫人」と呼ばれる皇后の二人がその上に竝んで座していた。阿骨打は宴會のさいに臣僚や使者からの獻杯を受けると、みずから返杯し、使者には親しく直接語りかけている。⁸ この前後に馬政は兩國の政府間交渉にかかわる國書の授受をおこなっているはずだが、儀禮の内容は不明である。

その後、天輔六年、契丹の中京を陥落させた金軍は、燕京から逃れて鴛鴦泊（河北省張北縣アンギルノール）に滞在していた契丹皇帝の天祚帝をその西方の白水泊（内モンゴル察哈爾右翼前旗黃旗海）まで追撃した。急襲を受けた天祚帝は、みずからの行帳を放棄して、陰山方面へ逃げ延びた。このとき金軍は天祚帝より行帳群と大量の財寶を奪取している。⁹ 天祚帝の行帳は宋人の記録によれば、「放鵝行帳」あるいは「契丹納拔（納跋）行帳」と呼ばれていた。「放鵝行帳」の「放鵝」

は、字義通りには契丹皇帝が毎年春におこなっていた天鵝（白鳥）狩りを指すが、春捺鉢に用いられた帳幕に限定されるわけではなく、契丹皇帝の季節移動のさいに用いられた帳幕を指すと思われる。同じ帳幕を別の箇所では「契丹納拔（納跋）行帳」とも呼んでいるが、「納拔（納跋）」は皇帝の行營地、宿營地を意味する契丹語 *naddo の音譯で、『遼史』ではふつう「捺鉢」と表記される。要するに、契丹皇帝専用の帳幕を指すと考えられる。阿骨打が御寨を出發して、同年八月に鴛鴦泊まで到達したさいに、天祚帝の追擊軍を率いた都統の杲（女眞名は斜也、阿骨打の同母弟）が阿骨打を出迎えているが、おそらくこのときに、白水泊で奪取した契丹皇帝の行帳を獻じたものと推測される。その後、十二月に居庸關を越えて燕京へ親征した阿骨打は、燕京を無血開城することに成功する。そして、燕京の契丹政府官僚の投降を受けて城内の宮殿（德勝殿）に臨御し、群臣の朝賀を受けている。そのあと阿骨打は燕京に五ヶ月間とどまったが、城内の宮殿には入らず、城外に立てた「契丹納拔行帳」に滞在した。阿骨打はこの帳幕で宋朝からの使者を接見したが、對面儀禮の内容は契丹皇帝が宋朝の國信使を接見する朝見・朝辭儀を再現したものであった。¹⁰ 儀禮を進行する閤門官、歌舞を演じ散樂を奏する教坊の樂工は、いずれもかつて契丹の行宮に祇候した人びとであった。¹¹ 阿骨打は、ことさらに契丹皇帝より奪取した「契丹納拔行帳」およびその人員を用いて臣僚や外國使者を接見することで、みずから契丹皇帝に取って代わったことを人びとに顯示したのである。¹²

（二）太宗（吳乞買）朝の對外關係と宮殿建設

天輔七年（一一二三）に阿骨打が亡くなると、弟の吳乞買（太宗）が皇位を繼承する。太宗の即位後、金國は北宋・西夏・高麗・齊と立て續けに通好關係を樹立し、それぞれの王朝は正旦（元日）と金國皇帝の聖節を祝賀するために、金國朝廷へ毎年定期的に使節を派遣するようになった。そのほか、皇帝が即位したり、崩じたさいには、臨時に祝賀や弔慰の

ための使節を派遣した。各王朝の金國への定期的な使節派遣の具體的な状況は次のようである。

北宋との間では、天輔七年四月に盟約を締結し、澶淵の盟以來の契丹・宋間と同様の對等な關係となった。毎年の正旦と聖節には兩國がたがいに國信使の使節團を派遣し、使者の接待と儀禮の細部の規定はすべて契丹・宋間で定められた國信使制度を踏襲した。¹³ただし、周知のとおり、この關係は長くはつづかず、天會三年（一一二五）十月に太宗が「伐宋」の詔を下して北宋と斷交し、翌年には北宋を滅ぼすことになる（靖康の變）。

つぎに西夏であるが、天會二年正月に、西夏が金國にたいし「奉表稱藩」している。西夏は先に金國に「誓表」を提出し、金國はこれにたいして「誓詔」を下し、兩國は盟約を締結した。兩國の外交關係は、基本的に契丹・西夏關係を踏襲し、金國の朝廷で西夏の使節が參加する儀禮は、契丹の儀禮制度をそのまま用いた。しかし、金と西夏の關係は君臣關係であり、通婚關係を結んだ契丹と西夏が舅甥關係であったのとは異なる。そのため、西夏皇帝（夏國王）と金使が對面する場合には、金使が北面して西夏皇帝を拜したものの、西夏皇帝は必ず立ち上がってみずから金使より詔書を受け取らねばならなくなった。¹⁴これはのちに南宋皇帝が金國より派遣された國信使副と對面する儀禮の淵源となるもので、重要な意義をもつ。¹⁵

高麗については、天會六年六月に、高麗が金國にたいし「奉表稱藩」している。兩國間關係は、契丹・高麗關係を踏襲し、使節の交換も同様であった。¹⁶高麗國王が契丹使を迎接する儀禮のなかで、兩者が對面するさいに、契丹使は南を向き、高麗國王は西を向く。これは、契丹と高麗の間の君臣關係を象徴する。¹⁷金國の使者を迎接する儀禮もこれとまったく同じであった。のちに金の世宗は、この儀禮を「抗禮」とみなすが、¹⁸儀禮中に高麗國王が北面せず西面して對する部分をそう解したのであろう。

齊は天會八年に太宗が劉豫を「大齊皇帝」に冊封し、黄河以南の地の統治を委任したことで成立した。金と齊の間の名

分關係は、君臣關係でありかつ父子關係でもあった。齊帝の劉豫が金使と對面する儀禮の詳細は分かっていないが、『金史』劉豫傳の記載によれば、入見儀と朝辭儀で、齊の皇帝が金使の面前で金皇帝への傳言をつたえるさいに、かならず立ち上がらねばならなかったが、それ以外は「皇帝禮」を行うことが許された。⁽¹⁹⁾「皇帝禮」の記述より、齊皇帝が金使と對面するときはずっと南面することが許されていたと考えられる。この儀禮は、西夏皇帝と金使の對面儀禮と同じであった可能性が高く、これはまた皇統和議（紹興和議）以後の南宋皇帝と金使が對面する儀禮と類似したものであった。

『金史』太宗本紀（卷四）と交聘表（卷六〇）にみえる正旦と天清節（太宗聖節、十月十五日）⁽²⁰⁾の「遣使來賀」の記事にもとづき、太宗時代における正旦・聖節來賀のために金國へやってくる外國使節の變遷過程をまとめると、次のようになる。

① 北宋・西夏の二國・天會二年聖節、天會三年正旦・聖節

② 西夏のみ・天會四年正旦

③ 高麗・西夏の二國・天會四年聖節、天會五年正旦・天會八年正旦

④ 齊・高麗・西夏の三國・天會八年聖節、天會九年正旦・天會十二年聖節（天會十三年正月に太宗が崩ずる）

金國は、北宋とのあいだでは毎年正旦と聖節を祝賀する國信使を相互に派遣し、齊・高麗・西夏へは皇帝・國王の生辰を祝う生日使を派遣し、各國からは答禮のために謝禮使を派遣した。以後、高麗・西夏との生日使・謝禮使交換は金末まで続くことになる。

以上のように、太宗時代に金國といくつかの政權のあいだで外交關係がはじまり、外國使節が定期的に金國の朝廷にやってくる、金國皇帝に拜謁し、正旦や聖節を祝賀する儀禮に参加するようになる。つづいて、太宗朝で儀禮を舉行了た具體的な場所について検討しよう。

天會二年（一一二四）より金國では、もとの御寨あるいはその近邊に、乾元殿と呼ばれる宮殿の創建を開始し、以後こ

こが儀禮や宴會を舉行する場となった。翌年（宣和七年）正月に北宋で太宗の即位を祝賀する「賀大金皇帝登寶位國信使」に任じられた許亢宗は、按出虎水ちかくの金國朝廷の所在地である冒離納鉢（御寨を指す）に達する。隨員の鐘邦直が著した『宣和乙巳奉使金國行程錄』には、彼ら使節團が目撃した冒離納鉢の情景が詳しく描かれる。それによれば、太宗はちょうど建設中だった正殿乾元殿で宋からの使節團と對面している。²¹ 宣和年間に拉致されて以後、一五年あまりを金國で過ごし、紹興十年（一一四〇）に南宋へ歸朝した張匯の撰述にかかる『金虜節要』によれば、乾元殿は、冒離納鉢のなかで唯一の宮殿であったが、まわりを圍む城壁もなく、ただ柳の木を一列に植えて圍いとするのみであった。乾元殿は平時には閉じられていて、儀禮や宴會を舉行するときのみ開かれた。そこには當時の金國の君臣關係が詳細に描かれているが、皇帝とそのまわりを取り巻く臣下のあいだに明確な尊卑の區別がないことを強調している。²²

こうした太宗時代の横並びに近い君臣關係より見れば、當時の金國內政治の文脈において、まだ宮殿を建設する必要はなかったはずである。それでは、何のために正殿乾元殿を建設したのか。ここで、これまで述べてきた當時の金國の對外關係に注目したい。すなわち、乾元殿の創建に着手した天會二年とは、ちょうど北宋と西夏が初めて使節團を派遣してきて朝賀儀禮に参加した年に當たるのである。おそらく、金國朝廷では毎年外國使節を迎えて儀禮や宴會を舉行するためのあらたな場所を設けるとともに、あわせて王朝の威儀を顯示しようとして、正殿乾元殿を創建したのではないかと考えられる。こうして、金國の政治中樞に、次の熙宗時代に建設される上京城内城の基礎となる宮殿空間が形成されたのである。

（三）熙宗朝の儀禮の變遷

周知のように、第三代皇帝の熙宗（合剌・亶）が即位すると、金國では王朝としての支配體制を確立しようとして、集權化政策を推進し、中原王朝の制度典章を大幅に導入していく。²³ とくに重要なのは、皇帝・群臣間の地位の區別を明確にすべ

く、皇帝権力・權威の強化を目指したことである。そうした方向性をもつ最も顕著な事業が、新しい都城である上京城の造營である。上京城造營の過程は、天眷元年（一一三八）と皇統六年（一一四六）の二段階に分けられる。これを経て、皇宮内で宮殿を擴張建設し、皇城城壁を築造し、あらたに都城を整備して南城・北城の二つの外城を造營し、太廟や社稷などの祭祀施設を創建したのである。²⁴

つづいて、熙宗朝の對外關係を整理しておく。熙宗朝は太宗朝末期の對外關係を踏襲し、齊・高麗・西夏の三國と定期的に使節を交換した。そして、熙宗の即位後より間もない天會十三年（一一三五）二月、三國使節の参加する朝賀・宴會・入見・朝辭儀といった儀禮制度が定められた。²⁵これは三國の使者が共々参加する儀禮を制度化したことを意味し、後述するのちの南宋・高麗・西夏の三國使節がおこなう儀禮の祖型となったと考えられる。

齊・高麗・西夏の三國使節の來朝は天會十五年まで続くが、同年十一月の齊國廢國により、天眷元年から皇統二年（一一四二）までは高麗と西夏の二國の使節が來朝した。そして、紆餘曲折を経て皇統二年二月に金と南宋のあいだで和議（いわゆる皇統和議、紹興和議）が締結されると、周知の通り、南宋が金國にたいして表を奉じて臣を稱し、毎年銀二十五萬兩、絹二十五萬匹を歳貢として獻じ、金國は趙構（高宗）を宋帝に冊封した。同じ年の六月には、南宋・高麗・西夏の三國使節が参加する入見・朝辭の儀禮制度が制定され、²⁶翌皇統三年以後、この規定にしたがって、南宋・高麗・西夏の三國使節を迎えるの儀禮が行われるようになったのである。なお、皇統五年前後より、金國から高麗と西夏に向けて、三年に一度横宣使を派遣し、兩國からは返禮として謝禮使を派遣するようになった。²⁷そのほか皇統二年以後には、高麗から賀正使と賀聖節使のほかに進方物使という名目の使節も派遣されるようになった。²⁷十二世紀の金國霸權下のユーラシア東方では、前代にひきつづき異なる政權間の使節の往來は非常に頻繁だったのである。

皇統和議成立後に金國へ派遣された南宋使節については、近年、浙江省温州の民國期の地方志である『平陽縣志』の中

から「使金賀生辰還復命表」と呼ばれる文獻史料が発見された。⁽²⁸⁾ この文獻は、南宋の宋之才なる人物が皇統五年（一一四五）正月十七日の萬壽節（熙宗の聖節）を祝賀するための大金賀生辰使に任じられて金國へ派遣され、歸國後に南宋皇帝へ提出した歸朝報告の一部である。⁽²⁹⁾ 皇統和議成立後間もない時期に金國へ派遣された南宋使節の記録は従来まったく知られておらず、「使金賀生辰還復命表」の出現は、當該時期の金宋關係史研究の空白を埋める意義を持つ。この新史料にもとづき、宋之才の金國への奉使についてみておこう。

皇統五年正月、熙宗は東京遼陽府に滞在しており、この年の正旦・聖節の祝賀儀禮は東京で舉行された。宋之才ら南宋の使節團は東京に合計十日間滞在した。十日間の日ごとの具體的な活動は以下のとおりである。⁽³⁰⁾

- ① 館に入る ② ?（入見儀を習う）⁽³¹⁾ ③ 入見 ④ 館で賜宴 ⑤ 聖節朝賀（宗弼が百官・使節を率いて上壽） ⑥ 館で酒果賜る
- ⑦ 花宴（＝曲宴） ⑧ 射弓宴 ⑨ 朝辭 ⑩ 館を出て出發

この行事日程は、樓鑰『北行日録』などより判明する大定和議以後の南宋國信使一行の中都におけるそれと完全に一致する。⁽³²⁾ そして、これは契丹・宋間の國信使の活動日程と類似しており、契丹・宋間の制度を踏襲したものであることが分かる。⁽³³⁾

それでは、このときの南宋使節の入見儀と朝辭儀の手順はどのようなものであったのか。宋之才一行は、東京滞在三日目の正月十五日に南宋皇帝から金皇帝に宛てた國書を奉じて入見儀を、九日目の二十一日に朝辭儀をおこなっている。ここには儀禮の手順が詳しく記されていない。『金史』禮志にみえる皇統和議後の儀禮の規定によれば、南宋・高麗・西夏の三國使節が同じ宮殿で同時に入見儀・朝辭儀に参加した。儀禮をおこなう順序は、入見儀では宋・西夏・高麗、朝辭儀では西夏・高麗・宋であった。入見儀では先に入場する國が、朝辭儀では後に入場する國がそれぞれ名分上の地位が上位とされる。したがって、三國のなかでは南宋がもっとも上位とされ、高麗と西夏の二國が同等に扱われたことが分かる。⁽³⁴⁾

同じ時間、同じ場所で、連続して三國使節の入見・朝辭儀をおこなうことは、契丹の儀禮制度とは異なる金國朝廷の儀禮の顯著な特徴で、金國がこの三國をすべて臣屬國として扱ったことを反映する制度であった。

「使金賀生辰還復命表」によれば、入見儀のさいに、使者が皇帝に拜謁したあと、殿上で茶酒五盞を賜り、あわせて「對衣・金帶」を賜っている。朝辭儀のさいには、皇帝に拜謁する前に、殿上で茶湯五盞を賜っている。朝辭儀については、「國書を授けて言葉を傳えた（授國書傳語）」という儀禮の内容が記されている。注目すべきなのは、朝辭儀が終わった直後に接待役の館伴使である張浩との間でおこなった次のようなやりとりを宋之才が書き留めていることである。

浩が言うには、「さきほどの殿上の儀禮は、敵國の禮であり、高麗や河西（＝西夏）などにはみな無いものです」と。
わたし臣が答えて言うには、「上國の厚い待遇をこうむっております」と。36

張浩36が言う「早來殿上禮數」とは、朝辭儀において宋使が殿上で金皇帝の國書（詔書）を受け取り、金國皇帝より南宋皇帝へと賜った傳言を聴くという儀禮の一部分を指す。張浩はこれを「敵國之禮」すなわち對等國の儀禮であるとみなしていたのであり、これは高麗や西夏には許されず、宋使のみが許された特別の禮遇なのであった。このことが意味するのは、金宋兩國は君臣關係であつたにもかかわらず、契丹・北宋間の對等な關係に由來する儀禮制度の遺制を残していたということである。宋之才の返答は、南宋朝廷を代表して、金國のこの恩寵に對して謝意を示す内容である。この宋之才の歸朝報告にみえる記述より、金國朝廷で宋使が殿上でおこなった儀禮は、宋人にとって特筆するに足る積極的な意味を持つていたことがうかがえる。

いっぽう、「使金賀生辰還復命表」の入見儀についての記載は、「奉國書入見」とあるのみで、儀禮の詳細は不明である。しかし、朝辭儀の記述より推測すれば、入見儀にも殿上で舉行される「敵國之禮」があつたはずである。入見儀であれば、契丹・宋間の國信使制度に由來する儀禮として、37宋使が殿上で金國皇帝に宋朝皇帝から消息を問う傳言を傳え、宋朝皇帝

の代理で金國皇帝と受け答える儀禮があったと想定できる。

宋之才ら一行が儀禮に参加した場所は、その前年の皇統四年二月に建てられたばかりの東京の新宮であった。宋之才は儀禮空間について具體的な記述を残していないが、入見儀のさいの「殿上茶酒」や、上壽儀のさいの「同百官升殿赴坐」や、朝辭儀のさいの「殿上禮數」といった記載よりみれば、臺階を設けた宮殿でおこなわれたことは疑いない。『金史』地理志によれば、東京新宮には寢殿の保寧殿と宴殿の嘉惠殿があり、儀禮がおこなわれた場所はどちらかの宮殿ということになる。⁽³⁸⁾ 皇統四年から五年にかけての熙宗の東京行幸は、この宮殿創建とおそらく関連するもので、東京での儀禮舉行は例外的なものだった。熙宗朝の正旦・聖節の受禮場所は基本的には上京の皇宮であり、具體的な場所は皇城の最前方に位置する正殿の皇極殿（もとの乾元殿、天眷元年に改稱）だったはずである。⁽³⁹⁾ 熙宗はしばしば春水（春捺鉢）へ出かけたが、だいたい正月下旬から二月にかけての時期に出発している。これは契丹皇帝の春捺鉢への出發と同様であり、正旦・聖節の儀禮を終わらせてから出發したものと考えられる。

なお、従來の研究では熙宗時代の女眞支配者層の漢化が強調される傾向にあったが、その内實については、あらためて検討する必要がある。金國皇帝がこの「春水」のほか「秋山」と呼ばれる季節移動生活を一貫して保持していたことにも顯著にみられるように、當時の女眞支配者層のあいだでは、金初以來の女眞の習俗が少なからず保持されていた。「春水秋山」は、明らかに契丹の四時捺鉢と同様に、狩獵遊牧民の風習に根ざしたものである。⁽⁴⁰⁾

このほか、皇統和議以後の金宋關係の特質を明確にするために、先行研究に従って、金使が臨安の南宋朝廷でおこなった儀禮についても若干見ておこう。とくに重要なのは、金使の入見儀のさいに、南宋皇帝が金國皇帝の國書（詔書）を受け取る儀禮である。兩國の文獻の記載によれば、南宋皇帝は、北面する金使と南面して向き合うことを許されたものの、御座より立ち上がって殿上でみずから金使より跪いて國書を受け取り、それを宰相に宣讀させねばならなかった。そのあ

と金使は金國皇帝から南宋皇帝への傳言を伝え、南宋皇帝はこれに對して答え、金國皇帝の消息を問う。この間、皇帝はずつと起立したままでいなければならなかった。⁽⁴¹⁾この儀禮は、金國が南宋皇帝の皇帝としての地位を認めながらも、いっぽうでは南宋皇帝の金國皇帝への臣従を儀禮のうえで明示したことを意味している。いったんは王朝存亡の危機に瀕した經驗をもつ南宋の高宗は、金國の一定の讓歩を得て、みずからが皇帝として認められたことに満足していたものの、このような儀禮は中華王朝の皇帝にとつては本來受け入れがたい屈辱的な儀禮にほかならなかつた。それゆえ、後述するように、代が替わつて孝宗（趙昚）が即位すると、金側にたいし執拗にこの儀禮の改訂を求めていくことになる。

二 中都における儀禮

(一) 海陵王の中都建設

貞元元年（一一五三）、第四代皇帝の海陵王（迪古乃・亮）が、上京より燕京への遷都を敢行し、名を中都と改めた。熙宗朝の金國中樞は依然として女眞皇族の重臣が大きな力を持っていて、集權改革は不十分な段階にとどまっていた。熙宗を殺害して即位した海陵王にとり、さらに漢化政策を貫徹して中央集權化策をおしすすめるなかで、遷都は改革の重要な部分を占めていた。海陵王は自らの君主權をより強固なものとすべく、多くの女眞貴族の政敵を殺害し、遷都の後には上京の宮殿と女眞貴族の邸宅を徹底的に破壊した。そのほか、中原王朝の政治體制に傾倒して、多くの典章制度を導入した。⁽⁴²⁾

天德三年（一一五一）に海陵王は燕京への遷都の命令を發し、北宋の國都開封に範をとつた大規模な造營事業を開始し、外城を擴張し、あらたに皇城・宮城を建設した。あたらしい宮城は周長九里三十步（約五・五km）で、その面積は明清北京の紫禁城に匹敵する。これを周長二km前後の上京舊城と比較すれば、その規模を大幅に擴大したものであったことが明瞭である。⁽⁴³⁾中都城の規模については、大定年間の宋人の奉使録（樓鑰『北行日録』、范成大『攬轡錄』、周輝『北轅錄』など）と

いった文獻史料から詳細な状況を知りうる。なお、海陵王の遷都には當初より南方への積極的な對外擴張戰略が内包されていた。⁽⁴⁴⁾周知のように、のちには中國を統一しようという構想のもと、南宋に侵攻する戰爭を發動して、最終的にはおおきな挫折を餘儀なくされることになる。

(二) 大定和議の成立

海陵王の宋朝南伐にともなって、金國の西北邊境を守る契丹軍團の叛亂が起こり、金國北邊は大混亂に陥った。當時、東京留守の任にあった阿骨打の嫡孫の烏祿（雍）は、このような危機に直面して、東京遼陽府で舉兵して皇帝に即位する（廟號世宗）。その後、無理に南進をつづけた海陵王が配下に殺害され、中都に入城した世宗は積極的に契丹人の叛亂を平定し、事態の收拾に乗り出す。このとき世宗にとって、國內の政局を安定化することが最優先の課題であった。そのため、金國は南宋とのあいだの和平協議を進め、交渉の過程で譲歩する。大定五年（一一六五）正月、兩國間で盟約が成立し、海陵王の南侵ではじまった戰爭がようやく正式に終結した。いわゆる「大定和議（隆興和議）」である。金國が南宋にたいして大幅に譲歩して、金宋皇帝間の關係は君臣關係から叔姪關係へと變更され、南宋から金國に送られる毎年の歳貢は歳幣と改稱され、その額は銀二十萬兩、絹二十萬匹と各五萬ずつ減額された。この盟約によって、兩國の君臣關係は解消し、南宋の地位がそれ以前にくらべて明らかに上昇した。ただし、金國と南宋のあいだの上下關係じたいは維持され、叔姪關係といっても、それは南宋が「世爲姪國（代々姪國となる）」という永久に固定された關係であり、契丹・北宋間の代に應じて關係が變化する擬制親族關係とは根本的に異なる性格をもつものであった。⁽⁴⁵⁾

また、兩國皇帝間で交換する文書については、君臣關係にもとづく詔と表から書簡形式の國書へと變更された。具體的には、金國皇帝より南宋皇帝に宛てた國書は「致書」形式であるのに對し、南宋皇帝より金國皇帝へ宛てた國書は「奉

書」形式であった。國書正文の句數にも明確な規定があり、金國皇帝の國書が八句であるのたいし、南宋皇帝の國書は十句で、南宋皇帝のほうが金國皇帝より二句多かった。南宋皇帝が金國皇帝にたいしてより謙っていたのである。⁴⁶⁾

毎年の正旦と聖節に派遣される使節がおこなう儀禮については、その基本構造に變化はなかった。南宋朝廷での儀禮について言えば、南宋皇帝は起立して自ら金使より國書を受け取ることに變化はなく、ときの皇帝孝宗はこの屈辱的な儀禮を嫌い、和議が成立したあとも、その改變と契丹・宋間の儀禮（『東京舊儀』）の復活を要求し續けた。兩國間でこの「受書禮」をめぐる争論が展開されたが、金國は南宋側の要求に斷固同意せず、結局のところこの儀禮は、モンゴル勃興を背景に金宋兩國が斷交する一三世紀初頭まで維持されることとなった。⁴⁷⁾

(三) 『大金集禮』・『金史』禮志に見える宋・高麗・西夏三國使節の入見儀・朝辭儀

すでに述べたように、大定和議以後の金國朝廷における南宋・高麗・西夏の三國使節の入見儀・朝辭儀は基本的に變化がなかった。大定年間の儀禮制度については、『大金集禮』と『金史』禮志に比較的詳細な儀式次第を記した文章が残されている。ここでは、これを基礎に、金國で正旦・聖節におこなわれる儀禮の問題について検討していく。まず、南宋・高麗・西夏の三國使節の入見儀と朝辭儀について整理しておく（表1）。

この表にもとづいて、入見儀・朝辭儀の基本構造と細部の特徴について、契丹・宋間の國信使の儀禮と比較しながら分析したい。儀禮全體は、十一世紀の契丹國朝廷における宋使・高麗使・西夏使が契丹皇帝に拜謁する儀禮を基礎にして制定されている。契丹の儀禮は各國の使節ごとに單獨で舉行された。宋使の儀禮は契丹朝廷で儀禮の場が特別に準備されて舉行されたのたいし、高麗と西夏の使節の儀禮は「常朝」が終わったあとにつづけて舉行された。⁴⁸⁾しかし、金代の南宋・高麗・西夏三國使節の入見儀・朝辭儀はこれとは明確に異なり、三國使節が同じ時間・場所で連續してとりおこなう

表1 金國における外國使入見儀・朝辭儀

I 入見儀	
(1) 皇帝・臣僚入場：①皇帝出御 ②臣僚入場、宰執は上殿、それ以外の臣僚は班に分かれて退出	
(2) 宋使の國書奉呈：①宋の國信使副が國書を持って入場 ②國信使が丹墀で跪いて國書を閣門使に授け、閣門使が殿上の欄内で宣讀	
(3) 宋使と皇帝の對面問答：①國信使副が上殿 ②欄内に入り、國信使が皇帝と問答（先に宋朝皇帝から金國皇帝へ安否を問う傳言を上奏* ¹ 、金國皇帝が宋朝皇帝の安否を問い、國信使がこれに答える） ③國信使副は階を下り、丹墀で殿を向いて立つ	
(4) 宋使の禮物奉呈：①西より禮物搬入、殿庭に陳列 ②東より禮物搬出	
(5) 宋使の謝辭奉呈と皇帝からの賜物：①國信使副が丹墀に至り、舞蹈・五拜 ②「聖躬萬福」を奏し、兩拜 ③對面を謝し、舞蹈・五拜 ④接伴使の派遣と湯藥などの賜與を謝し、舞蹈・五拜 ⑤國信使副が退出 ⑥皇帝より衣服の賜與 ⑦從人（隨行員）が入場、兩拜を二度おこない退出	
(6) 高麗使の對面問答：①高麗使入場、丹墀より露階を上る ②露階で皇帝と問答（高麗王の傳言を上奏、皇帝が高麗王の安否を問い、使者がこれに答える） ③階を下り、丹墀で殿に向いて立つ	
(7) 高麗使の禮物奉呈：①西より禮物搬入、殿庭に陳列 ②東より禮物搬出	
(8) 高麗使の謝辭奉呈：①丹墀に至り十七拜* ² ②退出	
(9)～(11) 夏國使の對面問答と禮物奉呈、禮物奉呈、謝辭奉呈（高麗使と同じ、退出せず）	
(12) 賜宴の通知：①宋使、丹墀で恩を謝し、舞蹈・五拜 ②高麗使、夏國使（同様） ③三國使者、酒食を賜うことを伝える敕旨を聞き、舞蹈・五拜 ④退場 ⑤宰執は殿を下りる	
II 朝辭儀	
(1) 皇帝・臣僚入場：①皇帝出御 ②臣僚入場、宰執は上殿、それ以外の臣僚は班に分かれて退出	
(2) 夏國使の朝辭：①夏國使入場 ②丹墀に至り、再拜 ③「聖躬萬福」を奏し、再拜 ④戀闕致詞（別れのあいさつ）、再拜 ⑤退出	
(3) 高麗使の朝辭（夏國使と同じ）	
(4) 宋使の謝辭奉呈と賜與：①宋使入場 ②丹墀に至り、戀闕致詞* ³ ③衣と馬を賜與、再拜 ④別錄物を賜與 ⑤恩を謝し、舞蹈・五拜 ⑥酒食を賜うことを伝える敕旨、舞蹈・五拜	
(5) 宋使と皇帝の對面問答と國書授與：①國信使副が上殿 ②欄内に入り、國信使が跪いて國書を受ける ③皇帝より傳言を受ける ④殿を下り、退出 ⑤宰執、殿を下りる	

典據：『大金集禮』（中國國家圖書館藏清鈔本（2017年中華書局影印本））卷三九、朝會上、人使辭見儀、『金史』卷三八、禮志一一、外國使入見儀・朝辭儀

注*¹ 原文には「附奏」とあって、宋使の奏上の内容は分からない。契丹・宋間の國信使儀禮より、この部分は宋朝皇帝の金國皇帝へのあいさつを伝える内容であると推測しうる（『太常因革禮』卷八三、新禮、契丹國信使副元正聖節朝見宴、『遼史』卷五一、禮志四、賓儀、宋使見皇太后儀）。

注*² 拜数が合計十七拜で宋使と同數で、儀禮の内容も同様のはずである。

注*³ 拜数が合計六拜で夏使・高麗使と同數で、儀禮の内容も同様のはずである。

一つの儀禮となった。連続して儀禮をおこなうとはいえず、宋使と高麗・西夏使とのあいだには禮遇上明確な格差が設けられていた。入見儀と朝辭儀を舉行する場所は中都の大内の常朝殿である仁政殿であつた。⁴⁹⁾

以下にまず宋使にかんする儀禮を見ていく。入見儀と朝辭儀は、それぞれ二つの部分に分けることができる。第一に國信使副が南宋皇帝の代理として儀禮をおこなう部分で（表1 I (2) (3)、II (5)）、第二に國信使副が金國皇帝の臣僚としてふるまう部分である（表1 I (5)、II (4)）。このよ

うな儀禮の基本構造は、契丹・宋間の國信使の儀禮に由來する⁽⁵⁰⁾。第一の部分について、入見儀では、國信使が殿下で國書を奉呈し、それを受け取る閣門使が殿上欄内で國書を宣讀し(表1Ⅰ(2))、つづいて國信使が殿上欄内に至って南面する金國皇帝と對面し、雙方の皇帝の安否をたがいに問うやりとりをおこなう(表1Ⅰ(3))。朝辭儀では、國信使が殿上欄内で金國皇帝の國書を受け取り、金國皇帝から南宋皇帝に伝える言葉を聞く(表1Ⅱ(5))。こうした儀禮は宋使のみが行うことを許されていた。高麗使と西夏使が皇帝に對面して雙方の君主の安否を尋ね合うやりとりは、露階でおこなわれた(表1Ⅰ(6)(9))。欄内の位置は露階よりも皇帝との距離が近く、宋使と高麗使・西夏使の立ち位置のちがいは、前者と後者の禮遇上の差異を明確に示すものであった。當時の人びとはこれらの宋使のみに許された儀禮を「敵國之禮」とみなしていた。すでに述べたように、皇統和議のあとの儀禮で金國は契丹・宋間の儀禮に由來する「敵國之禮」を用いて宋使を禮遇しており⁽⁵¹⁾、これらの儀禮が皇統和議成立後に定められた制度を踏襲するものだったことが分かる。

入見儀をおこなうときに、金國朝廷の閣門使は、南宋皇帝の國書を宣讀することを擔當するが、これは、宰相が宣讀する契丹・宋間の國信使の儀禮とは異なるところであった。南宋朝廷でおこなわれる金使の入見儀であれば、宋朝皇帝がみずから金國皇帝からの書匣(國書の入った函)を受け取り、それを内侍都知(宦官)に授け、内侍都知が書匣を開いて國書を取り出して宰相に渡し、最後に宰相が殿上で金國皇帝の國書を讀み上げる⁽⁵²⁾。宰相が國書を宣讀する部分は、契丹・宋間の儀禮に由來し、それは相手國皇帝にたいする尊重を表している。國書を宣讀する官員の身分の違いもまた、兩國間の上下尊卑を象徴する意味を持っていた。

朝辭儀では、金國皇帝からの賜物を受け取る場所にちがいがあった。宋使は殿庭で衣と馬を受け取るが(「庭受」、表1Ⅱ(4))、高麗使・西夏使はすべての儀禮が終了した後で、殿外で受け取った。この部分のちがいはすでに皇統和議後に制定された儀禮中に現れており⁽⁵³⁾、その起源はやはり契丹に遡る⁽⁵⁴⁾。

皇統和議が成立した後の儀禮の規定では、入見儀の後および朝辭儀の前に、それぞれ殿上で宴を賜る。⁵⁶ この方式もまた契丹の儀禮を踏襲したものだ⁵⁷。大定和議のあと、殿上賜宴を廢止し、これに代わり使節團が滞在する客館で酒食を賜るようになった。入見儀では、高麗使・西夏使の入見が終わった後、三國使節が再び殿庭に入り、金國皇帝の酒食を賜うとの敕旨を聽いてから（表1Ⅰ(12)）、各國の使節團が客館でそれぞれ酒食の饗應を受けた。朝辭儀では、宋使が賜物を受け取ったあと、金國皇帝の酒食を賜うとの敕旨を聽き（表1Ⅱ(4)）、宋使の朝辭儀が終わったあとで、各國の使節團が客館で酒食の饗應を受けた。

高麗・西夏兩國の使節の儀禮は基本的に同じだった。入見儀では、第一に、殿上の露階で金國皇帝と相互に君主の安否を尋ね合い、第二に、殿庭で禮物を奉獻し、第三に、道中の接待にたいする謝辭を奉呈した（表1Ⅰ(6)・(8)・(9)・(11)）。朝辭儀では、「聖躬萬福」と奏上し、別れのあいさつを發するのみである（表1Ⅱ(2)・(3)）。入見儀・朝辭儀には、表を獻呈し詔を拜受するという文書を授受する儀禮が存在しない。これらはいずれも契丹皇帝が高麗・西夏使を接見する儀禮を踏襲している。⁵⁸ 契丹での朝見儀では、高麗・西夏使が契丹皇帝に「私獻」をおこなった。金では、大定五年（一一六五）に高麗使の「私獻」を廢止しているが、それは宋使と西夏使にこの制度がなかったためである。皇統年間の段階では、入見儀は西夏・高麗の順で、朝辭儀が西夏・高麗の順で、高麗と西夏の地位が儀禮上平等だったが、大定年間の儀禮では、入見儀の順番が高麗・西夏に變化しており、高麗がはつきりと西夏の上位に置かれるようになったことが知られる。

(四) 朝賀儀禮（稱賀儀、上壽儀）と曲宴儀

金國の正旦・聖節の最も重要な儀禮は、君臣がともに祝賀する稱賀儀（上壽儀）であった。稱賀儀は太宗朝より始まったはずだが、熙宗朝の初めに齊・高麗・西夏の三國が参加する朝賀儀禮の儀注が定められた。⁵⁹ 儀注にはどの殿でおこなわ

れるかが明記されていないが、宋人の記録より、中都の正殿大安殿で舉行されたことが知られる。⁽⁶⁰⁾ 世宗朝大定年間に制定されたこの儀禮の規定は、金國の禮書『大金集禮』が「元日稱賀儀」「聖節稱賀儀」として詳細な規定を載録する。これにもとづき、儀禮の具體的な内容を整理しておきたい(表2)。

表にまとめたように、稱賀儀は四つの部分から構成される。第一が朝賀で、皇太子が群臣と三國使節團を代表して殿上欄内に昇り、皇帝に賀詞を奉呈し、皇帝がこれにたいして宣答する。第二が諸道表目の奏上で、毎年正旦・聖節に地方政府より上表文を皇帝に奉呈して稱賀するものである。「諸道表目」とは、諸道の表文の目録であると考えられる。内外の百官は本来、正旦と聖節に皇帝に禮物を奉獻するが、大定四年(一一六四)に世宗が敕旨を下し、正旦・聖節の禮物を獻上することを免除し、表を奉じて稱賀すればよいこととした。⁽⁶¹⁾ 第三が上壽で、皇太子が群臣と三國使節團を代表して殿上の欄内に昇り、皇帝に壽酒をたてまつり賀詞を奉呈する。皇帝は酒杯を受け取って、列席の群臣・使節に向けて賀詞に宣答し、つづいて壽酒を飲み干す。第四が宴會で、百官と三國使節團が宴會に参加し、臣僚と使節が殿上に座し、使節團隨行員が兩廊に座す。酒が合計七巡すると、食事が振る舞われる。これは皇帝が臨御する宴會で、君臣・使節團がともに酒を飲み食事をとるのである。

この儀禮は、直接には契丹の「正旦朝賀儀」と「皇帝生辰朝賀儀」を踏襲したものである。『遼史』禮志におさめる儀禮は一一世紀半ばの興宗朝に制定した制度であり、皇太后が参加する儀禮の部分が目立つが、これは興宗(夷不董)の生母の章聖皇太后(聖宗の欽愛皇后)の地位が、國母として儀禮上皇帝より高くなった政治状況を反映するものである。この點は金代の儀禮と異なる。しかし、『遼史』にみえる「正旦朝賀儀」もまた、朝賀、諸道表目の奏上、上壽、宴會の部分から成り、契丹と金の朝賀儀(稱賀儀)の基本構造は一致している。

つとに島田正郎は、契丹の正旦朝賀儀が唐禮にもとづいて定められたと断定したが、この唐禮とは元會儀禮を指す。⁽⁶²⁾ 元

表2 金國における正旦・聖節の朝賀儀禮

(1) 皇帝・臣僚入場：①皇帝出御 ②殿前班入場 ③皇太子・臣僚・三國使節入場、丹墀で舞蹈・五拜
(2) 賀詞の奉呈とこれに対する皇帝の言葉（朝賀）：①皇太子が露階に登り、欄内で跪いて賀詞言上 ②殿を下りて丹墀に戻り、舞蹈・五拜 ③兩拜、皇帝からの宣制、舞蹈・五拜
(3) 諸道表目の奏上：有司が諸道表目を奏上、壽酒を奉り、兩拜
(4) 祝賀の酒の上進（上壽）：①皇太子が殿上の褥位にのぼり、杯を載せた臺を捧げ持ち ⁶¹ 、皇帝に酒を進め、皇帝は杯を受け取る ②皇太子が欄内に入り、跪いて賀詞を言上、褥位に戻り、殿下の臣僚とともに兩拜 ③兩拜、皇帝からの宣制、舞蹈・五拜 ④教坊が樂を奏し、皇帝が酒を飲み、臣僚・侍立官が兩拜 ⑤樂が止み、皇太子が杯を受け取り、殿を下りて丹墀に戻り、兩拜
(5) 宴：①宴に預かる官（三國使副を含む）が上殿 ②宋の従人が入場、丹墀で兩拜、「聖躬萬福」を奏し、兩拜、左廊に立つ ③高麗・西夏従人入場、左右廊に分かれて立つ ④官が酒を進め、皇帝が飲み、坐宴官・侍立官兩拜 ⑤坐宴官が兩拜、酒がつがれ、皇帝の宣が伝えられて、立って飲み、兩拜して座る ⑥酒三巡、臣僚・使副・従人が立ち、口號（皇帝に獻ずる頌詩）を唱え、坐宴官・侍立官兩拜、従人兩拜。食事が入る ⑦酒七巡、従人が兩拜して退場。臣僚・使副は兩拜して殿を下り、丹墀で宴を謝し、舞蹈・五拜

典據：『大金集禮』卷三九、朝會上、元日稱賀儀、聖節稱賀儀

注*1 原文は「接榼」、この「榼」は酒杯を置く木盤のようなものであると考えられる。『大金集禮』「今減定拜數」以下に見える儀禮では、「榼」が酒盞を置く盤たる「盞盤」に改められている。

會儀禮のもつとも詳細な儀注は『大唐開元禮』卷九七「皇帝元正冬至受群臣賀朝賀并會」に見える。渡邊信一郎の研究によれば、唐代の元會儀禮は「朝賀」と「會」の二つの部分に分けられる。前半の「朝賀」の主な内容は、①上公一人が參列者を代表して殿上で皇帝に賀詞を言上し、皇帝が答禮の制詔を宣言すること、②諸州からの上表文・瑞祥物を奏上すること、③諸州貢物・諸蕃貢物を獻上することであった。後半の「會」の主要な内容は、「上壽酒禮」と宴會である。⁶³ 金代の稱賀儀のうち、表2(2)(3)に見える部分は、唐代元會の前半の朝賀に相當し、表2(4)(5)に見える部分は、唐代元會の後半の會、すなわち宴會に相當する。唐代の元會儀禮では、諸州・諸蕃が獻上した貢物を陳列してその政治的從屬を象徴することが、非常に重要な意味を持っていた。⁶⁴ 契丹の正旦朝賀儀ではすでに貢物を陳列する部分が省略されたが、聖節朝賀の儀禮では依然として臣僚や諸國（高麗・西夏）、諸道が獻上する進奉物（貢物）を陳列する部分が残されていて、これは明らかに唐制を繼承したものである。金代の正旦と聖節の稱賀儀からは、貢物を陳列する部分がなくなり、「諸道表目」を奏上するという部分のみがある。諸國（南宋・高麗・西夏）の獻した禮物は入見儀を舉行するさいに殿庭に陳列され、朝賀儀禮で再度陳列されることはなかった。唐代の元會儀禮と比較するな

らば、金代の稱賀儀からは、貢物陳列によって天下の支配を象徴する意義は失われていたのである。金代稱賀儀の主要部分は「朝賀」「上壽」「宴會」であり、その意味で君臣和睦を強調する儀禮となったと言えるだろう。

大定年間に定められた稱賀儀の特徴として、皇太子が皇帝に賀詞を言上したり酒を進めたりするなど、儀禮の進行過程において重要な役割を果たし、百官を代表して儀禮をとり行うことが挙げられる。大定二年（一一六二）に世宗は皇子の允迪（のちに允恭と改名、女眞名は胡土瓦）を皇太子に立てた。世宗は後継者として皇太子に目をかけており、その地位を重視していた。それゆえ、大定二十五年に皇太子が亡くなるまで、各種の儀禮において皇太子に重要な役割を果たさせた。⁶⁶ じつは、契丹の朝賀儀禮では親王が儀禮を主導しており、金代の太宗朝において朝賀儀禮を開始したさいには、契丹の制度を踏襲したと考えられる。前章で取り上げた宋之才の記録によれば皇統五年正月十七日に東京遼陽府の新しい宮殿でおこなわれた熙宗皇帝の聖節の稱賀儀では、當時の宗室のなかで最有力者の宗弼（女眞名兀朮。太祖阿骨打の第四子、熙宗の叔父）が儀禮に参列する百官班の班首となり、百官を代表して皇帝に「上壽」している。⁶⁷ 宗弼は、これに先立つ天眷三年（一一四〇）の對南宋戦争では都元帥として南征軍を率い、その後は南宋との皇統和議を主導し、皇統八年に亡くなるまで、金國朝廷における事実上の最高實力者であった。おそらく契丹の制度をふまえて、宗弼が宗室の最高實力者の親王として稱賀儀において儀禮の主導役をつとめたものと考えられる。のちの世宗朝では、皇太子が宗室中の最高地位に遇せられて儀禮を主導したのであろう。

『大金集禮』所収の「元日稱賀儀」「聖節稱賀儀」の後ろには、「今減定拜數」の儀注の記載が附加されている。これは、のちに一部の儀禮を簡略にして改定した儀注である。なお、『金史』卷三六（禮志九）に收められる「元日聖誕上壽儀」はこの「今減定拜數」の儀禮と基本的に一致しており、改定後の儀注であると考えられる。⁶⁸ この改訂後の儀注は、朝賀の部分（表2（2））を廢止して、儀禮の合理化をおこなっている。結果的に、稱賀儀から唐代の元會儀禮に由来する「朝賀」

儀と「會」儀の二重構造が失われ、唐制の「會」すなわち宴會の部分を中心とする儀禮に變化することになった。大定十一年に金國朝廷へ正旦の祝賀にやって来た宋使の隨員樓鑰『北行日録』によれば、元日の「入賀」儀禮（＝「元日稱賀儀」）について、「訖事凡五十七拜、五次舞蹈、二十五拜。」とあり、ここにみえる舞蹈の回数と拜数は、『大金集禮』の改定以前の儀禮と完全に一致する。これより、「減定拜數」の改定は、大定十一年以後であることが分かる。くわえて、「減定拜數」以後の儀禮は、依然として皇太子が主導している。皇太子は大定二十五年六月になくなっていて、翌年に允恭の子璟（のちの章宗）が皇太孫に立てられている。『大金集禮』が大定年間に成立したことは確實であるから、「今減定拜數」の儀禮は、大定十一年から二十四年の間に改定されたということになる。

正旦・聖節稱賀儀の賀詞については、『大金集禮』には改定後のもののみが記されている。正旦稱賀儀における皇太子の賀詞は、「元正啟祚、品物咸新、恭惟皇帝陛下與天同休」というもので、皇帝がこれに對して「履新上壽、與卿等内外同慶」と宣答する。これらはいずれも唐代元會儀禮の朝賀の賀詞と宣答にあたる。聖節の儀禮では、皇太子より「萬春令節、謹上壽卮、伏願皇帝陛下萬歲萬萬歲」という賀詞が言上され、それに對し皇帝が「得卿等壽酒、與卿等内外同慶」と答える。この賀詞は唐代の聖節朝賀儀禮の上壽の賀詞と宣答に對應する。⁶⁹『遼史』「正旦朝賀儀」の文中には臣僚の賀詞の記載は省略されてしまっているが、朝賀賀詞に對する皇帝の「履新之慶、與公等同之」という宣答と、壽酒の進上にたいする皇帝の「飲公等壽酒、與公等内外同慶」という宣答が載せられている。⁷⁰これらの皇帝の宣答は基本的に唐制と同じであり、これより金代の稱賀儀の賀詞と宣答は唐制に由來する契丹の儀禮制度を踏襲しているものと推測しうる。

そのほか、正旦稱賀儀を舉行する直前に、金國皇帝は太陽を崇拜する儀禮である「朝日儀」をとりおこなう。この儀禮は、金初以來つたえられてきた「本國禮」であり、女真獨特の儀禮である。⁷¹

使節團が中都に滞在中の七日目に、金國皇帝は三國使節團を歡待するために正殿の大安殿で「曲宴儀」を主催した。宴

會の進行は正旦・聖節に舉行される宴會(表2(5))とおおよそは同様で、ただ酒を九巡まで飲むという數の違いがあつた。これより曲宴儀は、稱賀儀中の宴會に比べより鄭重にもてなすものだったことが分かる。酒が五巡したところで、しばらく休憩して、宴會に参加する群臣はみないったん退場する。つづいて、賜った花を頭上にさして、殿庭内に再度入場した。そのためこの宴會は「花宴」とも呼ばれる。⁽⁷⁵⁾ 宋之才は「簪花」の宴會を記載しており、熙宗朝の皇統和議の成立後に、すでに外國使節が参加する曲宴儀がおこなわれていたことが分かる。⁽⁷⁶⁾ 曲宴儀は契丹の「曲宴宋使儀」の制度を踏襲したものだつた。『遼史』禮志にはほかに「曲宴高麗使儀」も收められていて、このことより、契丹朝廷では宋使を歓迎する曲宴と高麗使を歓迎する曲宴を別個に開催したことが分かる。澶淵の盟の成立後、契丹・宋兩國は毎年定期的に國信使を交換し、兩國朝廷でそれぞれ曲宴を準備し、相手國の國信使使節團を招待した。金代の外國使節を招く曲宴は、隨員も含めた三國のすべての使節團がこぞって参加する宴で、中都の正殿大殿で盛大に舉行された。曲宴は宋朝朝廷で盛んに開かれたが、もともとは皇帝が随時にさまざまな場所で近臣とともに楽しむ宴會であつた。⁽⁷⁷⁾ 國信使制度をつうじて、これが契丹へ傳わり、のちに宋朝と高麗の兩國の使節團をもてなすための曲宴がおこなわれるようになった。金國は契丹の制度を踏襲し、もともと宋制に由来する曲宴儀を吸収し、あらたに三國の使節團をまとめて接待する宴會儀禮を創設した。このような宴會儀禮は、金國皇帝と群臣、三國使節團がともに飲食を楽しむことをつうじて彼らのあいだの親密な関係を築くことを象徴していたと考えられる。

おわりに

ここまで述べてきたことにもとづいて、金代の正旦・聖節儀禮の形成と變遷の過程をまとめておきたい。朝賀儀禮は漢

儀であり、太祖阿骨打の建國後の金國初期にはこのような儀禮は存在しなかった。太宗朝より金國が周邊の政權と通好關係を樹立すると、外國使節の入見儀・朝辭儀だけでなく、朝賀儀をとりおこなうようになった。そして、熙宗の即位直後には、齊・高麗・西夏の三國使節が参加する朝賀・賜宴・入見・朝辭儀禮が定められ、臣従する三國の使者が共同で金國皇帝に謁見する儀禮（入見・朝辭儀）が創設された。その後、齊國の廢止と皇統和議の成立を経て、當初の三國のうち齊が南宋へと代わったが、三國を一組にする枠組に変化はなかった。この皇統和議後の儀禮制度は決定的な意味をもっており、海陵王の南征と金宋間の斷交を経て、大定和議の成立以後も基本的に踏襲されていった。

そのいっぽうで、金國は南宋にたいして、一貫して契丹・宋間の對等な關係に由來する「敵國之禮」を維持することを認めており、それは宋使の入見儀・朝辭儀の儀禮の中核部分を構成していた。金國はユーラシア東方において霸權を確立し、南宋・高麗・西夏の三國を臣事させたとはいえ、臣屬國の南宋に特別な禮遇を認めたのである。その原因を考究すれば、金國は太祖阿骨打の時代より契丹の後繼者をもって自認しており、外國使節の参加する儀禮制度はほぼすべて契丹の舊制を下敷きにして作り上げられたため、宋朝との名分關係が變化したにもかかわらず、金國の支配者層にとって契丹以來の「敵國之禮」を踏襲することにたいする抵抗が少なかったのではあるまいか。このような「敵國之禮」は、ユーラシア東方の多國體制下ならではの儀禮であり、モンゴル時代以後には、もはや現れることはなかった。

つぎに、儀禮制度の導入と展開、儀禮空間の變遷について、金國の政治體制や外交關係の變容過程のなかで検討しておきたい。朝賀儀禮（『大金集禮』のいわゆる「稱賀儀」）は、唐代の元會儀禮に淵源する。元會儀禮は魏晉南北朝時代以來の中原王朝の禮制であり、唐代のそれは、皇帝と内外の百官・蕃夷のあいだの君臣關係を象徴する儀禮であった。²⁸ 金國の初期（太祖阿骨打～太宗吳乞買期）には、支配者集團の政治權力構造は、數人の宗室有力者による合議體制にもとづき、按出虎水完顔部を中核とする生女眞の部族連合體であった。このような部族制を基礎とする政治權力構造より見れば、當時の金國

政府は唐代の元會儀禮のような儀禮を必要としなかったはずである。金國は太宗朝になってはじめて建國以來の根據地の御寨に正殿の乾元殿を建設し、契丹制にもとづく正旦・聖節の朝賀儀禮を導入して乾元殿で舉行したわけだが、それは金國が周邊諸國と通好關係を樹立したことを契機とするものであった。

次の熙宗朝は金國の政治改革の重要な轉換期であり、中原王朝の制度典章を吸収し、一連の改革をつうじて集權化を推し進めた。前の太宗朝では、金國の支配者層は依然として生女眞の部族社會以來の政治形態を保持しており、政治合議や宴會などの場面で君臣關係の區別がさほど嚴格なものではなかったことは、金國皇帝の權力・權威が限られたものだったことを示している。熙宗朝になって、金國はとくにこの問題について改革を進めたが、上京城の造營と宮殿の擴張工事はその最も重要な事業であり、國內外の人びとに皇帝の權威と君臣の別の存在を直觀的に明示したのである。そして、毎年正旦・聖節におこなわれる朝賀儀禮（稱賀儀）は、君臣和睦を強調する儀禮として重要な役割を果たしており、とりわけ儀禮を舉行するさいには、外國使節の参加が欠かせないものであった。熙宗の即位後すぐに齊・高麗・西夏の三國使節が参加する朝賀等の儀禮が制定されたことから、正旦・聖節の朝賀儀禮が外國使節と不可分の關係にあったことが分かる。

海陵王が遷都して以後は、十三世紀の貞祐南遷（開封遷都）に至るまで、中都の宮殿が儀禮の舉行場所となる。中都城は北宋の東京開封城にならって造營されたが、その宮城の規模は開封に劣らず、明清の紫禁城とほぼ同じで、狭小な上京宮城とはまったく比べものにならなかった。とりわけ正殿の大安殿は、巨大かつ壯麗な宮殿建築であり、ユーラシア東方に君臨した金國にふさわしい國都の宮殿であった。史料の缺乏によって海陵王時代の情況は分からないが、比較的豊富に残る世宗時代の記録より、中都の儀禮空間の具體的な様相を知ることができる。それによれば、巨大な宮殿殿庭に、多くの儀仗兵が立ち並び、金國國內の百官のみならず數百人規模の南宋・高麗・西夏の三國使節團（隨行員を含む）が一堂に會し、彼らがともに毎年定期的におこなわれる稱賀儀（朝賀儀）と曲宴儀に参加したのである。²⁹これらの儀禮は多國體制下

における天下の盟主として金國皇帝の權威を莊嚴し誇示する儀禮であり、さらには從屬する諸國（南宋・高麗・西夏）を含めた金國內外の君臣融和を象徴する意義も持っていた。中都宮城の儀禮空間の大きさや参加人數など、儀禮の規模はのちの元・明・清の大都宮城・北京紫禁城で舉行される儀禮制度に比肩しうるものであり、その歴史上の重要性がうかがえる。最後に、金代の朝賀儀禮の顯著な特質として、外國からの参加者が南宋・高麗・西夏の三國からの使者に固定されていて、唐代の元會儀禮のようなさまざまな「蕃國」からの使者の参加がほぼ想定されていなかったことを指摘しておきたい。『金史』本紀や屬國表によれば、金國朝廷へ定期的に使者を送ってきたのはこの三國のみで、記録の脱落の可能性もあるが、そのほかの國からの朝貢の記録は、ウイグル（回鶻・回紇）が數度とタタル（阻鞏）が一度のみである。⁽⁸⁾ その背景には、金國の版圖の北方に鄰接するモンゴル高原の遊牧勢力（タタル、コンギラト、オングトなど）との交流の方式があった。すなわち、とくに世宗朝以後について言えば、章宗朝の一時的な例外をのぞき、金國は大興安嶺山脈の東側に防衛線を引いて消極的な防衛體制をしくのが基本方針であった。そして、金と友好的な遊牧勢力と接觸する場合も、北邊に設けた樞場で交易をおこない、彼らが朝貢にやってくる時も國境近くで受け取り、返禮の回賜・宴會もそこでおこなうばかりで、基本的に中都の朝廷までやってくることを許さなかった。⁽⁹⁾ その理由としては、國防上の機密保護と財政難の雙方があったと考えられる。南宋・高麗・西夏の三國使節團に限って参加させる正旦・聖節の儀禮は、金國の霸權の限界を示すものであつたと言えるだろう。

註

(1) 井黒忍「金初の外交史料に見るユーラシア東方の國際關係——『大金

金弔伐錄』の検討を中心に——」『遼金西夏研究の現在』(3)、東京

外國語大學アジア・アフリカ言語文化研究所、二〇一〇年、古松崇志

『二〇一—三世紀多國並存時代のユーラシア東方における國際關係』

(2) 『中國史學』二二卷、二〇一一年。紙幅の都合で、研究史のまとめは別の機會に譲る。

(3) 汪藻『裔夷謀夏錄』(靜嘉堂文庫藏鈔本) 卷一、徐夢莘『三朝北盟會

- 編」(中國國家圖書館藏明鈔本(二〇一三年國家圖書館出版社(中華再造善本)景印本)、以下『會編』と略稱)卷三。
- (4) ただし、阿骨打は契丹にみずからの皇帝冊封を求めており、契丹皇帝を自分よりも上位の存在とみなしていたことは確かである。すなわちこの時点では金國は契丹皇帝の權威を認め、それを利用しようとしながらも、いつぼうで契丹・北宋關係をふまえた對等な關係を求めたということになり、それは前例のない關係であった。なお、『金史』では、金國が當初契丹に冊封を求めたことについては、不都合なことで一切觸れるところがない。
- (5) 古松崇志「契丹・宋間における外交文書としての牒」『東方學報』京都八五册、二〇一〇年、二九三頁、前掲注(1)井黒論文三四頁。
- (6) 『會編』卷二〇、宣和七年正月二十日所引鐘邦直「宣和乙巳奉使金國行程錄」に「今起自白溝契丹舊界、止於虜庭冒離納鉢、三千一百二十里、計三十九程。」と見え、のちに上京城が造られる宮殿所在の地が、すなわち阿骨打時代の「御寨」が、女眞語では「冒離納鉢」と呼ばれていた。「冒離」が何を意味するか不明だが、「納鉢」は皇帝の宿營地を意味する契丹語に由来する(176頁参照)。
- (7) 金初の御寨については、劉浦江「金朝初葉的國都問題」『中國社會科學』二〇一三年三期、のち同「宋遼金史論集」中華書局、二〇一七年所收、四三〜九頁参照。
- (8) 『會編』卷四、宣和二年十一月二十九日所引馬擴「苻齋自敘」。
- (9) 『金史』卷二、太祖本紀、天輔六年三月、および「商夷謀夏錄」卷二、「會編」卷五、宣和四年三月に引く金の彰國軍(應州)が宋の代州に宛てた牒を参照。
- (10) 『金史』卷二、天輔六年八月己丑。
- (11) 前掲注(8)『會編』卷四所引「苻齋自敘」、同卷一四、宣和五年二月一日所引「苻齋自敘」、同書卷一五、宣和五年四月十一日所引「苻齋自敘」。
- (12) 古松崇志「契丹・宋間の國信使と儀禮」『東洋史研究』七三卷二號、二〇一四年、八七〜九頁。
- (13) 前掲注(6)『會編』卷二〇所引「宣和乙巳奉使金國行程錄」。
- (14) 『金史』卷一三四、西夏傳。
- (15) 井黒忍「受書禮に見る十二〜十三世紀ユーラシア東方の國際秩序」平田茂樹・遠藤隆俊編『外交史料から十四世紀を探る』汲古書院、二〇一三年、二二六〜七頁。
- (16) 『金史』卷一三五、高麗傳、「高麗史」卷一五、仁宗世家一、四年九月辛未、同書同卷、同年十月戊戌。
- (17) 奥村周司「使節迎接禮より見た高麗の外交姿勢——十一、二世紀における對中關係の一面——」『史觀』一一〇號、一九八四年。
- (18) 『金史』卷八三、張汝弼傳。
- (19) 『金史』卷七七、劉豫傳「詔曰、今立豫爲子皇帝、既爲鄰國之君、又爲大朝之子。其見大朝使介、惟使者始見躬問起居與面辭有奏則立、其餘竝行皇帝禮。」
- (20) 金代の聖節については、周峰「金代的聖節」『北方文物』二〇〇二年四期参照。
- (21) 前掲注(6)『會編』卷二〇所引「宣和乙巳奉使金國行程錄」。
- (22) 『會編』卷一六六、紹興五年正月所引張匯「金虜節要」。當時の宮殿については、景愛「金上京」生活・讀書・新知三聯書店、一九九一年、一七頁参照。
- (23) Tao Jing-shen, *The Jurchen in Twelfth-Century China: A Study of Sinitization*, Seattle: University of Washington Press, 1976, pp. 41-42.
- (24) 劉浦江「女眞的漢化道路與大金帝國的覆亡」『國學研究』七卷、北京大學出版社、二〇〇〇年、のち同「松漠之間——契丹遼金女眞史研究」中華書局、二〇〇八年所收、二四三〜四頁。
- (25) 前掲注(22) 景愛書一八〜九頁。
- (26) 『金史』卷四、熙宗本紀、天會十三年十二月癸亥「始定齊・高麗・夏

- 朝賀・賜宴・朝辭儀。」本來は「朝辭」の前に「入見」の二字があったはずである。
- (26) 『金史』卷三八、禮志一一「熙宗時、……定制以宋使列於三品班、高麗・夏列於五品班。皇統二年六月、定臣使辭見。臣僚服色拜數止從常朝起居、三國使班品如舊。俟殿前班及臣僚小起居畢、宰執升殿、餘臣分班畢、乃令行人見及朝辭之禮。凡人見則宋使先、禮畢夏使入、禮畢而高麗使入。其朝辭則夏使先、禮畢而高麗使入、禮畢而宋使入。夏・高麗朝辭之賜、則遣使就賜於會同館、惟宋使之賜則庭授。」
- (27) 豐島悠果「金朝の外交制度と高麗使節——二〇〇四年賀正使節行程の復元試案——」『東洋史研究』七三卷三號、二〇一四年、四〇頁。
- (28) 周立志「宋金交聘的新文獻《使金復命表》研究」『北方文物』二〇一三年一期、同「論宋金交聘的運作流程——以宋之才《使金賀生辰還復命表》爲中心的考察」『東北史地』二〇一五年二期。
- (29) 熙宗の聖節萬壽節は本來七月七日だが、儀禮の効率化の目的で、正旦祝賀の儀禮とつづけて舉行できるように、外國使節向けの萬壽節の祝賀儀禮が正月十七日に變更された。これは正旦・聖節の儀禮を冬捺鉢に近い時期にまとめて舉行した契丹の制度に由来するものである。傅樂煥「宋遼聘使表稿」附考丙「遼帝后生辰改期受賀考」同「遼史叢考」中華書局、一九八四年、二四二―三頁。
- (30) 民國「平陽縣志」卷六三、文徵內編、宋之才「使金賀生辰還復命表」文章が缺けているが、他文獻より館において翌日の入見儀を習ったと推測できる。
- (31) 前掲注(27) 豐島論文五二―四頁。
- (32) 前掲注(12) 古松論文六八―七一頁。
- (33) 前掲注(27) 豐島論文五一頁。
- (34) 前掲注(30) 「使金賀生辰還復命表」二十一日、朝辭行次、……朝辭茶酒五盞、罷、授國書傳語、而退出幕次。浩云、早來殿上禮數、乃敵國之禮、如高麗・河西皆無此。臣答云、荷上國待遇之厚。」(傍線部が本文の引用部分)
- (36) 張浩は遼陽の渤海人で、太祖(阿骨打)以來世宗に至るまで五朝にわたって仕え、太宗時代には東京遼陽府の「大内」を建設するとともに、朝儀を制定し、熙宗時代には「内外の儀式を詳定」している。これらの事績より、儀禮制度に精通した人物で、皇統和議成立後も金宋間使節の儀禮の制定に参画した可能性が高い。いずれにせよ、彼の宋使の儀禮にかんする言論は信憑性あるものとみてよい。なお、海陵王時代にはのちの中都となる燕京城の擴張建設事業を擔當している。『金史』卷八三、張浩傳參照。
- (37) 契丹・宋間の國信使の禮制については、前掲注(12) 古松論文七二―八一頁參照。
- (38) 『金史』卷二四、地理志上、東京路の雙行注に「皇統四年二月、立東京新宮、寢殿曰保寧、宴殿曰嘉惠、前後正門曰天華、曰乾貞。」とある。宋之才一行が入見儀の前に南正門の天華門より宮殿に入ったことが、「使金賀生辰還復命表」に明記されている。
- (39) 前掲注(22) 景愛書五四頁。『金史』卷四、熙宗本紀、皇統三年正月己丑朔「以皇太子喪不御正殿、羣臣詣便殿稱賀。宋・高麗・夏使詣皇極殿遙賀。」とあり、皇極殿が正殿であったことが知られる。
- (40) 熊克「中興小紀」(『中興小曆』)卷二七、紹興九年十一月、「皇朝中興紀事本末」(中國國家圖書館藏清鈔本(二〇〇五年北京圖書館出版社景印本))卷五〇、紹興九年十一月。金代の捺鉢については、劉浦江「春水秋山——金代捺鉢研究」同「松漠之間・遼金契丹女真史研究」中華書局、二〇〇八年所收(初出一九九九年)參照。
- (41) 金宋間の受書禮の問題については、趙永春「金宋關係史」人民出版社、二〇〇五年、二四九―五四頁、前掲注(15) 井黒論文を參照。
- (42) 前掲注(23) Tso Jing-shen, *op. cit.*, pp. 42-45.
- (43) 于杰・于光度「金中都」北京出版社、一九八九年。
- (44) 余蔚「完顏亮遷都燕京與金朝的北境危機——遷都所涉之政治地理問

- 題『文史哲』二〇一三年五期、一二四～一三九頁。
- (45) 前掲注(15) 井黒論文三二頁。
- (46) 毛利英介「大定和議期における金・南宋間の國書について」『東洋史研究』七五卷三號、二〇一六年、八五～九〇頁。
- (47) 前掲注(15) 井黒論文二九～二八頁。
- (48) 『遼史』卷五一、禮志四、賓儀に載録される各國の儀禮を參照。
- (49) 樓鑰『北行日錄』卷上(『攻媿集』卷一一所收)、乾道五年十二月二十九日、范成大『攬轡錄』乾道六年八月(九月)戊子、周輝『北轅錄』淳熙五年二月二十九日などを參照。
- (50) 金成奎「契丹의 國信使가 宋의 황제를 알현하는 의례」『歷史學報』二一四輯、二〇一二年、一一五頁、前掲注(12) 古松論文七二～四頁。
- (51) 『三朝北盟會編』卷二四五、紹興三十一年十一月二十八日所引范成大『攬轡錄』に「使人由殿下東行、上東階、却轉南、絳露臺北行入殿闕、謂之欄子。」とあり、欄内はこの欄子の内側で、殿上の皇帝の御座からもっとも近い位置を指す。
- (52) 前掲182頁。
- (53) 李心傳『建炎以來繫年要錄』卷一八四、紹興三十年二月乙卯。
- (54) 前掲注(26)。
- (55) 『遼史』卷五一、禮志四、賓儀。
- (56) 前掲182頁宋之才「使金賀生辰還復命表」。
- (57) 『遼史』卷五一、禮志四、賓儀、高麗使入見儀、高麗使朝辭儀、西夏國進奉使朝見儀、西夏使朝辭儀。
- (58) 前注。
- (59) 前掲注(25)。
- (60) 樓鑰『北行日錄』卷下(『攻媿集』卷一二所收)、乾道六年正月一日、程卓『使金錄』嘉定五年正月一日など。
- (61) 『大金集禮』卷二三、聖節、大定四年正月、『金史』卷六、世宗本紀上、大定四年正月戊子。
- (62) 高田正郎『遼制之研究』中澤印刷、一九五四年、六九四頁。
- (63) 『大唐開元禮』卷九七、嘉禮、皇帝元正冬至受羣臣朝賀并會。渡邊信一郎『天空の玉座——中國古代帝國の朝政と儀禮』柏書房、一九九六年、一六三～九頁。
- (64) 前注渡邊書三三七～六一頁。
- (65) 『遼史』卷五三、禮志六、嘉儀下、皇太后生辰朝賀儀、皇帝生辰朝賀儀。
- (66) 『金史』卷一九、世紀補、顯宗紀「帝事世宗、凡巡幸西京・涼陘、及上陵・祭廟、謁衍慶宮、田獵觀稼、拜天射柳、未嘗去左右。上有事于圓丘、及親享于太廟、則行亞獻禮、不親祀則攝行祀事。國有大慶則率百官上表賀。正旦、萬春節則總班上壽。」
- (67) 前掲注(30)「使金賀生辰還復命表」(紹興十五年正月)十七日、隨班入賀、班首太傅普□宗弼上壽訖、同百官升殿赴坐、酒七盞罷、歸館。」
- (68) この點、つとに施國祁が『金史詳校』のなかで「元日聖誕上壽儀 案集禮、此爲今減定拜數儀。」(卷三下、卷三六(禮志九))と指摘している。これについては、復旦大學の陳曉偉氏の示教を得たこと、深謝したい。
- (69) 前掲注(60)『北行日錄』。
- (70) 舞蹈は唐代の元會儀禮中にもみられ、皇帝の恩恵にたいし、手足を動かし、臣として無上の喜びを表現する所作を指す。前掲注(63) 渡邊書一七〇～六頁。
- (71) 錢大昕『潛研堂文集』卷二八、跋大金集禮。最近の研究として、任文彪『《大金集禮》纂修新論——兼及《四庫提要》形成之個案分析』『國學研究』三五卷、北京大學出版社、二〇一五年。
- (72) 『大金集禮』卷三九、朝會上、元日稱賀儀、聖節稱賀儀(いずれも「今減定拜數」以下の儀注の記事)、『大唐開元禮』卷九七、嘉禮、皇帝元正冬至受羣臣朝賀并會、皇帝千秋節御樓受羣臣朝賀。

- (73) 『遼史』卷五三、禮志六、嘉儀下、正旦朝賀儀。
- (74) 儀禮の内容については、『金史』卷二九、禮志一、朝日夕月儀、『北行日録』卷下、乾道六年正月一日参照。紙幅の都合で内容の紹介は省略する。
- (75) 『大金集禮』卷三九、朝會、曲宴儀、『金史』卷三八、禮志一一、曲宴儀、『北行日録』卷下、乾道六年正月三日など。
- (76) 前掲注(30)宋之才「使金賀生辰還復命表」(紹興十五年正月)十九日、赴宴。入太和門、隨班升殿赴坐。酒五行、簪花、再赴坐。酒宴禮如前。」
- (77) 宋代の曲宴については、陳峰「宋太祖朝の曲宴及其政治功用」『歴史研究』二〇一八年四期参照。
- (78) 前掲注(63)渡邊著書、二〇四頁。
- (79) 宋使の記録を参照すれば、建築・調度品を含めた儀禮空間や列席者、儀仗、さらには儀禮にたいする宋人の認識など多方面にわたる詳細な検討が可能であるが、紙幅の都合で別の機会に譲る。
- (80) 『金史』で確認しうるかぎり、正旦・聖節の朝賀に三國以外の國からの使者が参加しようとしたのは、貞元元年(一一五三)正旦のウイグルが唯一の事例である。『金史』卷五、海陵本紀、貞元元年正月辛卯朔、同書卷七六、克傳。
- (81) 賈敬顔「從金朝の北征、界壕、榷場和宴賜看蒙古的興起」『元史及北方民族史研究集刊』九期、一九八五年、程尼娜「金朝與北方遊牧部落的羈縻關係」『吉林大學社會科學學報』五六卷一號、二〇一六年。
- 〔附記〕 本研究はJSPS科研費JP18K00935の助成を受けた。なお本稿は、第一八回遼金西夏史研究会大會(二〇一八年三月一八日、早稲田大學)、10至13世紀不同政權間信息流通及其政治功能。工作坊(二〇一八年一〇月二〇日、北京大學)においておこなった口頭発表をふまえて改訂を加えたものである。會議の席上でコメントを寄せて下さった各位に感謝申し上げます。